

事務連絡

平成21年5月16日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部局 御中  
中核市

厚生労働省健康局結核感染症課  
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課  
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課  
厚生労働省老健局総務課

#### 新型インフルエンザに対する社会福祉施設等の対応について

国内において新型インフルエンザが発生し、「新型インフルエンザ対策行動計画」（新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議 平成21年2月改定）（以下「行動計画」という。）における第二段階（国内発生早期）となり、新型インフルエンザ対策本部幹事会において別添の「確認事項」が決定されたことに伴い、社会福祉施設等における当面の対応について下記のとおりお知らせいたします。

なお、今後とも最新の状況等を勘案し、適宜情報提供していく予定ですので管内市町村及び関係機関等にその周知徹底を図るようお願いします。

#### 記

- 1 いわゆる新型インフルエンザ対策については、「「高齢者介護施設における新型インフルエンザ対策等の手引き」の送付について」（平成18年3月20日付事務連絡厚生労働省健康局結核感染症課・老健局計画課・老健局振興課・老健局老人保健課連名）（以下「手引き」という。）において、高齢者介護施設における対策をお示ししているところです。

今般、国内で新型インフルエンザが発生したことに伴い、社会福祉施設等の対応について、次のとおり整理しました。

- (1) 高齢者介護施設（短期入所、通所施設等を含む。）における対応について

高齢者介護施設における対応については、上記行動計画において第二段階（国内発生早期）であるため、手引き 8 ページに準ずる対応をお願いします。また、別紙 1 の点について十分ご留意した対応をお願いします。

※ WHOの宣言するフェーズは 5 となっておりますが、現在、行動計画上の第二段階（国内発生早期）であるため、手引き上は 8 ページの部分を当面はご覧ください。

(2) 社会福祉施設等（高齢者介護施設を除く。）における対応について

社会福祉施設等（高齢者介護施設を除く。）においても、上記(1)及び別紙 1 を参考とした対応をお願いします。

また、児童の社会的養護施設（ショートステイ、トワイライトステイ、通所を含む。）及び婦人保護施設においては、それぞれ児童相談所及び婦人相談所との連携に十分留意した対応をお願いします。

(3) 居宅を訪問して行う介護サービスにおける対応について

訪問介護サービス、訪問看護サービス、居宅介護支援等においても、上記(1)を参考に、別紙 2 の点について十分ご留意した対応をお願いします。

## 2 参考

- ・「新型インフルエンザ対策行動計画」  
(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/13.html>)
- ・「新型インフルエンザ対策ガイドライン」  
(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/09.html>)
- ・「ブタインフルエンザに対する対応について（情報提供）」（平成 21 年 4 月 27 日付事務連絡厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課連名）
- ・「新型インフルエンザに対する対応について」（平成 21 年 4 月 28 日付事務連絡厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課連名）
- ・「高齢者介護施設における新型インフルエンザ対策等の手引き」  
(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/pdf/07.pdf>)
- ・「『新型インフルエンザ対策行動計画』の改定に伴う『高齢者介護施設に

おける新型インフルエンザ対策等の手引き』の参照方法について」(平成  
21年5月8日付事務連絡厚生労働省健康局結核感染症課、雇用均等・  
児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福  
祉部企画課、老健局総務課連名)

## 高齢者介護施設（短期入所、通所施設等を含む。）における留意点

- 地域や職場における感染拡大を防止するため、患者や濃厚接触者が活動した地域等においては、事業者（高齢者介護施設）に対し、時差出勤等を容認するなど従業員等の感染機会を減らすための工夫を検討するよう周知をお願いします。
- 手引きにおいては、「利用者や職員などの関係者においても、手洗いやうがい、マスクの着用を励行し、流行地への渡航、人混みや繁華街への外出を控えることが重要です。」とされていますので、患者や濃厚接触者が活動した地域等においては、事業者、事業所の職員及び利用者に対して、外出に当たっては人混みをなるべく避けるとともに、さらなる手洗いやうがい、マスクの着用、咳エチケットの徹底をお願いします。
- 高齢者介護施設のうち短期入所、通所施設等において、手引きでは、「新型インフルエンザ患者及び患者と接触した者が関係する短期入所、通所施設等の臨時休業（利用の休止）」が求められています。また、別添の「確認事項」の三（五）において、学校・保育施設等の臨時休業の取扱いが示されており、短期入所、通所施設等についてもこれに沿って、都道府県から直接、あるいは市町村経由で臨時休業が要請されます。

これらを踏まえ、患者や濃厚接触者が活動した地域等の各事業者においては、地域の保健所、各市町村介護保険担当部局、各都道府県介護保険担当部局と十分相談の上、臨時休業等について適切に判断するとともに、あわせて利用者や家族等に対する周知をお願いします。
- 手引きにおいては、「新型インフルエンザ様症状の認められた従業員等の出勤停止や医療機関への受診勧奨などの徹底」が求められていますので、利用者や従業員等が新型インフルエンザに感染していると疑われる場合、事業者は、利用者・その家族又は従業員等に対して、厚生労働省がお示ししている「新型インフルエンザに関するQ&A（保健所用：暫定版）」（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/02.html>）を参考にして、事前に、最寄りの保健所等に設置された発熱相談センターに相談し、その指示に従って、発熱外来や感染症指定医療機関などを受診することを助言してください。

- 高齢者介護施設（短期入所、通所施設等を除く。）において、手引きでは、「家族等への面会の制限」が求められていますので、各事業者においては、地域の保健所、各市町村介護保険担当部局と十分相談の上、面会の方法等について判断してください。

居宅を訪問して行う介護サービスにおける留意点

- 職員などの関係者について、手洗いやうがい、マスクの着用、咳エチケットの徹底等を励行し、流行地への渡航、人混みや繁華街への外出を控えるようお願いいたします。
- 保健所、指定された医療機関や各都道府県の担当部局等との連携体制を再確認しておいてください。
- 患者や濃厚接触者が活動した地域等においては、以下のとおり対応をお願いします。
  - ・当該地域の利用者に対するサービスについては、訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション等のサービス提供前後における手洗いやうがい、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットの徹底を行うと同時に、事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫を行う
  - ・利用者や従業員等が新型インフルエンザに感染していると疑われる場合、事業者は、利用者・その家族又は従業員等に対して、厚生労働省がお示ししている「新型インフルエンザに関するQ&A（保健所用：暫定版）」（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou04/02.html>）を参考にして、事前に、最寄りの保健所等に設置された発熱相談センターに相談し、その指示に従って、発熱外来や感染症指定医療機関などを受診することを助言すること

「高齢者介護施設における新型インフルエンザ対策等の手引き」(以下、「手引き」という。)においては、平成 17 年 12 月に策定された「新型インフルエンザ対策行動計画」(以下、「行動計画」という。)をふまえ、世界保健機関(WHO)のフェーズ及び発生場所(海外、国内)によって講ずべき対策を分類していましたが、「行動計画」が平成 21 年 2 月に改定され、現在は下表 1 に示す 5 つの発生段階に分類の上、対応を行っています。これは、WHO が宣言するフェーズを参考にしつつ、我が国の実情に応じた戦略を検討するのに適した段階として定め、政府の新型インフルエンザ対策本部が決定します。

(都道府県においては、その状況に応じ柔軟に対応する場合もあり得るため、地域独自の対応が必要となる場合を考慮し、第三段階を 3 つの時期に小分類し、その移行については国と協議の上で都道府県が判断することとされています。)

表 1 新型インフルエンザ対策行動計画における発生段階

発生段階		状態
前段階(未発生期)		新型インフルエンザが発生していない状態
第一段階(海外発生期)		海外で新型インフルエンザが発生した状態
第二段階(国内発生早期)		国内で新型インフルエンザが発生した状態
第三段階		国内で、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態
各都道府県の判断	感染拡大期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態
	まん延期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態
	回復期	各都道府県において、ピークを越えたと判断できる状態
第四段階(小康期)		患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

表 1 に示した改定後の発生段階と、改定前の「行動計画」におけるフェーズ分類との対応は表 2 に示すとおりです。

表 2 改定前の行動計画におけるフェーズ分類と発生段階との対応表

【改定前】フェーズ分類	【現行】発生段階
フェーズ 1、2 A、2 B、3 A、3 B	【前段階】未発生期
フェーズ 4 A、5 A、6 A	【第一段階】海外発生期
フェーズ 4 B	【第二段階】国内発生早期
フェーズ 5 B、6 B	【第三段階】感染拡大期、まん延期、回復期
後パンデミック期	【第四段階】小康期

※「A」国内非発生 「B」国内発生

現在の行動計画に基づく国内の発生段階は、WHO の示すフェーズとは必ずしも一致しないため、「手引き」を活用の際は、表 3 を参照の上、政府の公表した発生段階に従い、対応いただくようお願いいたします。

(例えば、WHO ではフェーズ 5 の状況であり、国内発生した段階では改定前のフェーズ分類においては、フェーズ 5 B となりますが、政府の決定が「第二段階(国内で発生早期)」であれば、手引きの 8 ページ<フェーズ 4 B>をご参照いただくこととなります。)

表 3 新型インフルエンザ対策行動計画における発生段階

行動計画における発生段階		「手引き」の該当部分
前段階 (未発生期)		7 ページ、3.1) <フェーズ 1 ~ 3> を参照
第一段階 (海外発生期)		8 ページ、3.2) <フェーズ 4 B> の対策を参考とした取り組み
第二段階 (国内発生早期)		8 ページ、3.2) <フェーズ 4 B> を参照
第三段階		9 ページ、3.3)
各都道府 県の判断	感染拡大期	<フェーズ 5 B>、及び 10 ページ、3.4) <フェーズ 6 B> を参照
	まん延期	
	回復期	
第四段階 (小康期)		

## 確認事項

平成 21 年 5 月 16 日

新型インフルエンザ対策本部幹事会

政府は、新型インフルエンザの発生は、国家の危機管理上重大な課題であるとの認識の下、新型インフルエンザへの対策に総力を挙げて取り組むこととし、メキシコでの発生が確認されて以来、情報の収集と提供、在外邦人の支援とウイルスの国内侵入の防止を目的とした水際対策等を実施してきた。

この間に確認された海外の症例等を見ると、今回の新型インフルエンザについては、通常の季節性インフルエンザと同様に感染性は強いが、多くの方が軽症のまま回復したことが確認されている。

しかし、基礎疾患のある者を中心に、重症化する傾向があり、死亡例も報告されている。

本日、新型インフルエンザの患者が国内で確認され、地域における感染が始まった可能性が高いことから、基本的対処方針（平成 21 年 5 月 1 日新型インフルエンザ対策本部決定）を踏まえ、自治体、医療機関、事業

者や関係団体と連携・協力し、国民の協力を得て、当面、次の措置を講ずる。

一．広範な情報収集と国民に対する迅速かつ的確な情報提供を行う。

(一) ウイルスの感染力や病原性、検査方法、感染防止策、治療方法等に関する正確な情報提供を行う。

(二) 国内サーベイランスを強化する。

(三) 問い合わせに対し、発熱相談センターや自治体、厚生労働省や外務省等の相談窓口において適切に対応する。

二．国内での患者発生に対応した医療体制の整備等を早急に進める。

(一) 発熱外来の整備を進める。整備の方法については、各自治体が地域の実情を踏まえ、適切かつ柔軟に判断する。

(二) 抗インフルエンザウイルス薬等の円滑な流通を確保する。

(三) 患者との濃厚接触者や、医療従事者、初動対応要員等のうち感染防止策が不十分なため、ウイルスに暴露した疑いのある者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

三. 地域や職場における感染拡大を防止するため、患者や濃厚接触者が活動した地域等において、次の措置を講ずる。

- (一) 積極的疫学調査を徹底する。
- (二) 外出に当たっては、人混みをなるべく避けるとともに、手洗い、混み合った場所でのマスク着用、咳エチケットの徹底、うがい等を呼びかける。
- (三) 事業者や学校に対し、時差通勤・時差通学、自転車通勤・通学等を容認するなど従業員や児童・生徒等の感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請する。
- (四) 集会、スポーツ大会等については、一律の自粛要請は行わないが、主催者に対し、感染の広がりを考慮し、当該集会等の開催の必要性を改めて検討するとともに、感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請する。
- (五) 学校（大学を除く。以下同じ。）・保育施設等については、児童・生徒等を通じて感染源となりやすいことから、発生した患者が学校・保育施設等に通う児童・生徒等である場合、人口密度や生活圏域等を考慮しつつ、原則として、市区町村の

一部又は全域、場合によっては都道府県全域の学校・保育施設等の臨時休業を要請する。また、発生した患者が児童・生徒等以外である場合であっても、二次感染が生じ、さらに感染拡大のおそれがあるときは、同様に、学校・保育施設等の臨時休業を要請する。なお、臨時休業は、基本的には、発生段階が回復期に至るまでは継続することになるが、疫学的情報を踏まえ、各都道府県において1週間ごとに検討を行う。大学に対しては、休業も含め、できる限り感染が拡大しないための運営方法を工夫するよう要請する。

なお、従業員の子ども等が通う保育施設等が臨時休業になった場合における当該従業員の勤務について、事業者に対し、配慮を行うよう要請する。

(六) 事業者については、事業運営において感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請する。

四. 水際対策としての検疫・入国審査及び発生国における在外邦人に対する支援に引き続き取り組む。

五. ウイルスの病原性等の解析及びパンデミックワクチンの開発に取り組む。

六. 電気・ガス・水道、食料品・生活必需品等の事業者

に対し、供給体制の確認や事業継続に向けた注意喚起を行う。

七. 必要に応じ、次の措置を講ずる。

(一) 食料品・生活必需品等の購入に当たっての消費者の適切な行動を呼びかける。

(二) 社会混乱に乗じた各種犯罪の取締り等治安の維持に当たる。